

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被 告 株式会社早稲田自動車学園

準備書面

平成25年9月13日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡 部 邦 昭



同 弁護士 能 登 豊 和



第1.原告の平成25年8月12日付求釈明申立に対して、以下のとおり回答する。

1. 申立の趣旨1について。

全教習生に対して。

① 入校申込書（乙15の1および2）

② 普通車教習料金等（乙16）

を入校時に配布して、詳しく説明している。その中で、中途解約についての説明を充分行っている。

この説明を受けて、教習生が選択したコースについて、「ご案内」（甲8の2、3）という文書を配布して更に詳しく説明している。

そして、入校申込書を作成して、入校された教習生に対して、教習の手引きを配布し、時間をかけて「教習の流れ」などの説明を行っている。

2. 申立の趣旨2について。

上記1において述べたとおりである。

3. 申立の趣旨3について。

改訂時期は、平成25年6月15日である。但し、運用としては、全額返還している（答弁書3頁第3、第2項）。

改訂理由は、答弁書3頁第3、第3項において述べているとおりである。

第2. 金指連の動き

平成25年6月17日、全指連（社団法人全国指定自動車教習所協会連合会）総会において、消費者契約に関する暫定的な自主行動基準について審議されて、決議されている（乙17）。

被告としても、これらの動きに沿って誠実に対応している。被告として、以前から法令遵守の姿勢・態度をつらぬいて、必要な改訂を順次行っている。従って、本訴は遺憾というほかない。

以上